

船舶インシデント調査報告書

平成29年3月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成28年5月18日 12時40分ごろ
発生場所	福島県相馬港南南東方沖 鵜ノ尾埼灯台から真方位150°6海里付近 (概位 北緯37°45.0′ 東経141°02.2′)
インシデントの概要	貨物船第十八三幸丸は、主機空気冷却器が汚損し、主機の運転ができなくなって運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年6月8日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第十八三幸丸、402トン
船舶番号、船舶所有者等	131511、有限会社六甲船舶
乗組員等に関する情報	機関長、五級（機関）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2 海象：波高 約1.5m
インシデントの経過	本船は、船長及び機関長ほか2人が乗り組み、相馬港を出港して同港南南東方沖を南進中、主機煙突から黒煙が出て主機の回転数が低下したので、仮泊した後、タグボートにえい航されて相馬港に入港した。 本船は、入港後、機関修理業者が点検を行ったところ、主機空気冷却器が汚損していた。
分析	本船は、相馬港南南東方沖を南進中、主機空気冷却器の汚損が進行していたことから、主機シリンダ内へ燃焼に必要な給気を送り出すことができなくなり、主機の運転ができなくなって運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、相馬港南南東方沖を南進中、主機空気冷却器の汚損が進行していたため、主機シリンダ内へ燃焼に必要な給気を送り出すことができなくなり、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・主機空気冷却器等は、機関製造業者が推奨する間隔で開放整備を行うこと。